

口座及び通帳の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容							
<p>公益財団法人大阪府育英会</p>	<p>1 公益財団法人 大阪府育英会（以下「育英会」という）は、普通預金口座28口、定期預金口座4口、通知預金口座1口及び振替口座1口を保有している。</p> <p>その中に、現在使用しておらず、今後も使用する予定のない口座があった。種類及び口数は下記の表の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="845 695 1264 821"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通預金口座</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>通知預金口座</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	種類	口数	普通預金口座	3	通知預金口座	1	<p>育英会は、事業の性質上、多くの銀行口座を保有している。</p> <p>銀行口座は不正に利用される可能性もあるため、使用しなくなった時点で、速やかに口座の抹消手続きを行われたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、当該口座については今後も使用する予定がないことから、抹消手続きを行った。</p> <p>今後は、口座を使用しなくなった時点で、速やかに抹消手続きを行う。</p>	
	種類	口数								
普通預金口座	3									
通知預金口座	1									
<p>2 通帳が保管されている金庫を確認したところ、口座は抹消済であるにもかかわらず、担当者も抹消しているかどうか分からない状態で金庫内に保管されている通帳があった。種類及び冊数は下記の表の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="845 1050 1308 1213"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>冊数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期預金通帳</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>通知預金通帳</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>指定金銭信託通帳</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	種類	冊数	定期預金通帳	4	通知預金通帳	3	指定金銭信託通帳	1	<p>抹消後の通帳を保管する場合は、抹消済みであることが明確にわかるような状態で保管されたい。</p>	<p>当該通帳については、金融機関に照会したところ、すべて抹消済みであることを確認したので、抹消済通帳の保管場所に移した。</p> <p>今後は、使用している口座を一覧表にした管理表を作成し、担当者が毎年度末及び口座の新設・廃止毎に管理表の確認・修正を行う。</p> <p>また、通帳管理を所管する総務企画課長は、随時、上記の確認状況を把握し、適切な通帳管理に努める。</p>
種類	冊数									
定期預金通帳	4									
通知預金通帳	3									
指定金銭信託通帳	1									